

主として空間拡大・供給対策

## 都市計画法(現行法)制定期

昭和43~45  
・線引制度導入  
・都市計画への住民参加手続  
・用途地域全面改定  
※容積率規制全面導入・絶対高さ制限撤廃  
→高層化立体化(→昭和51日影規制)

## 土地基本法制定期

平成2~6  
・大都市地域の住宅等供給基本方針・市街化区域内農地宅地並み課税(生産緑地以外)  
・用途地域全面改定  
※住宅地への業務系用途進出抑制  
・緑の基本計画

現在に至る土地利用計画のベースが概成

国土政策・土地対策の即地的・構造的実現手段としての側面

・市街地改造法  
・都市再開発法

・幹線道路沿道整備法

・被災市街地復興法  
・密集市街地法

昭和35頃~(全総計画期)

・地方の工業化(産業構造転換)  
→新産工特法  
・大都市集中抑制  
→工場等制限法(首都・近畿圏)  
・宅地等供給促進(地価対策)  
・社会資本の整備

脱工業化・多極分散

・地方拠点都市法

平成13・14

・新産工特法廃止  
・工場等制限法廃止

昭和40年当時

工業化が遅れた地方圏から大都市圏への急激な人口移動により、大都市過密問題・スプロール進行

昭和60頃~

内需拡大・国民生活質向上(前川リポート)  
・民間活力活用型プロジェクト推進・規制緩和

バブル経済・崩壊

・規制合理化諸措置

平成14

・都市再生特別措置法  
・都市再生緊急整備地域等

オイルショック  
・安定成長

「まちづくり」の比重増大

中心市街地活性化  
・まちづくり交付金

各種の政策課題への対応措置としての側面

昭和55頃~  
田園都市国家構想

昭和55  
・地区計画制度導入

・地域の特性に応じたきめ細かい質の高いまちづくり

郊外部の良好な田園環境  
・準都市計画区域制度等

平成16~

・景観法  
・歴史まちづくり法

・民間による都市計画提案制度

地球環境問題

財政制約の強まり

・持続可能性維持  
・荒廃抑止

モータリゼーション進行等により都市活動広域化の進展・市町村合併

急激で大きな社会変化(急速な都市化・地価高騰等)  
→ 国主導の構造的対策

漸進的だが長い間には大きく確実な変化(人口減少・少子高齢化・地球環境問題等)  
→ 地域の創意工夫による個別取組の支援と方向性明確化